

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の灾害リスク	
①地域の概要・立地	
<p>唐津市は佐賀県の西北部に位置し、東部は佐賀市、福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面している。また、唐津東商工会管内の浜玉町・巖木町・相知町・北波多・七山は、唐津市の東部と南部地域であり、総面積は約267.83km²である。</p> <p>管内の地形は山間部を呈しており、東部には背振山地を源流として七山と浜玉町を流れる二級河川の玉島川、武雄市北西部の黒髪山地の最高峰青螺山に発し、巖木川と北波多を流れる徳須恵川が合流する一級河川の松浦川がある。</p> <p>管内で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫による水害が最も多く、その他暴風雨被害、雷害、雪害などがある。</p>	
②想定される灾害リスク	
(洪水：ハザードマップ・ハザード情報レポート)	 <p>唐津市 防災マップ</p> <p>このマップは、唐津市内の防災情報を示すもので、主に以下の要素が含まれています：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区区分：巖木・相知・北波多 地区 危険度色別分布： <ul style="list-style-type: none"> 青：1 緑：2-3 赤：4-5 オレンジ：6 黄：7 緑：8-9 オレンジ：10-11 赤：12-14 青：15-41 被災想定地図：地図上に、大雨による浸水や土石流などの被災想定地域が示されています。 防災マップごとに：平成31年3月版 <p>唐津市</p>
(土砂災害：ハザードマップ・ハザード情報レポート)	<p>当市のハザードマップ及びハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損保作成）によると、当会（本所）が立地する地域は浸水想定が3mから5m未満の地域であり、地域の標高は14.06mである。当市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、次いで8月、9月の台風シーズンが多い。平成18年9月16日～18日の台風13号では土石流や土砂災害が発生した。</p> <p>＜唐津市防災マップ＞</p>
(地震：J-SHS・ハザード情報レポート)	<p>当市の地震ハザードマップステーション及びハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損保作成）によると、当会が立地する地域は地震時の表層地盤のゆれやすさが「中程度」の地域とされており、今後30年以内に地震が発生する確率は、震度5強以上の地震が本所（相知町）で11.2%、浜玉支所で22.8%で発生するといわれている。県内及び周辺地域の活断層で本市に震度6強以上の被害をもたらす活断層は、佐賀平野北縁断層帯・西葉断層・多良岳南西麓断層帯と想定される。なお、佐賀平野北縁断層帯、西葉断層では、隣接する市町が最大震度7と想定されることから、場合によっては、当市に震度7の地震が起りうる可能性も否定できない。</p>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

(その他)

台風が接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。市では地形などの条件で中心から離れていても強風の影響を受けやすく、過去においてたびたび被害を受けている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 079事業者
- ・小規模事業者数 1, 006事業者

【内訳】

(令和2年4月1日現在)

		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	239	227	域内に広く分布
	製造業	134	116	域内に広く分布
	卸売業	49	43	域内区に広く分布
	小売業	227	218	浜玉町・相知町などの幹線沿いや人口密集地に多い
	飲食・宿泊業	126	120	
	サービス業	248	232	
	その他	56	50	域内に広く分布
	合計	1, 079	1, 006	

(3) これまでの取組

1) 唐津市の取組

- ・唐津市地域防災計画の策定（平成30年3月改定）
- ・防災訓練等の実施（防災パトロール、福祉施設避難訓練等）
- ・地域防災力向上促進事業（自主防災組織の育成等）
- ・市内企業等との災害時応援協定の締結
- ・唐津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 唐津東商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
(令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口)
- ・(令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等)
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、唐津東商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るために、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、B C P策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体温不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

唐津東商工会と唐津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者B C Pや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 事業継続計画の作成

- ・令和 2 年 1 2 月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に当会事業継続計画を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者 B C P 等取組状況を確認する。
- ・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6 強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当会、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年 1 回実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(電話だけでなく、S N S 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する)。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被　害　状　況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

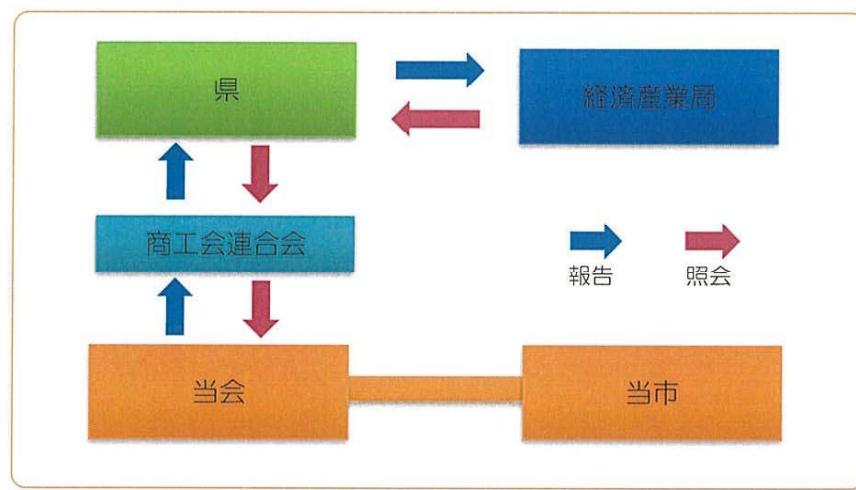
期　間	共　有　頻　度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。(必要に応じ頻度を増やす)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する。
2ヶ月～3ヶ月	2週間に1回共有する。
3ヶ月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・唐津市新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当会と当市で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等から情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

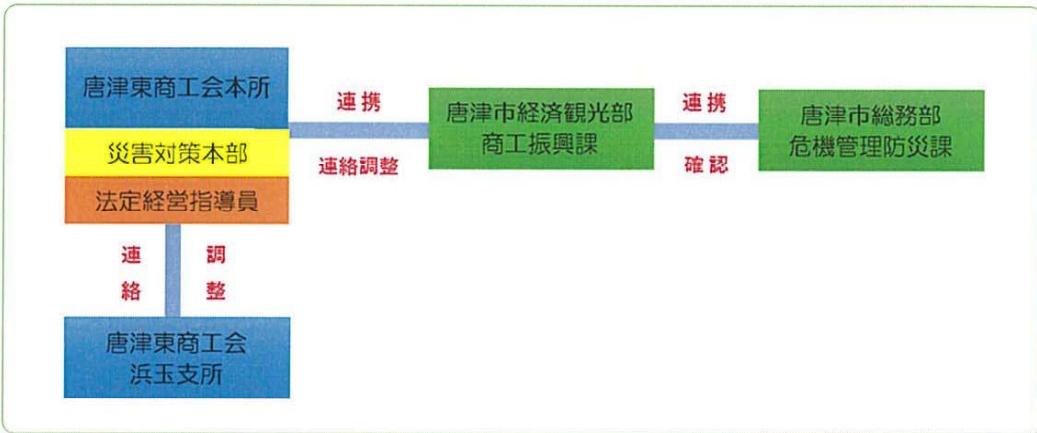
- ・当会と当市で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・当会、当市で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
 - ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 [REDACTED] (連絡先は後述 (3) ①参照) [REDACTED]	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） <ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取組の企画や実行・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 唐津東商工会 〒849-3201 佐賀県唐津市相知町相知2044番地10 TEL: 0955-62-2901 / FAX: 0955-62-3709 E-mail: k-higashi@sashoren.or.jp (代表)	
②関係市町 唐津市役所 経済観光部 商工振興課 総務部 危機管理防災課 〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号 TEL: 0955-72-9141 / FAX: 0955-72-9182 E-mail: syoukou@city.karatsu.lg.jp (代表)	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	550	350	550	350	550
・専門家派遣費（年3回）	150	150	150	150	150
・セミナー開催費（年1回）	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	200	0	200	0	200
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、唐津市補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等